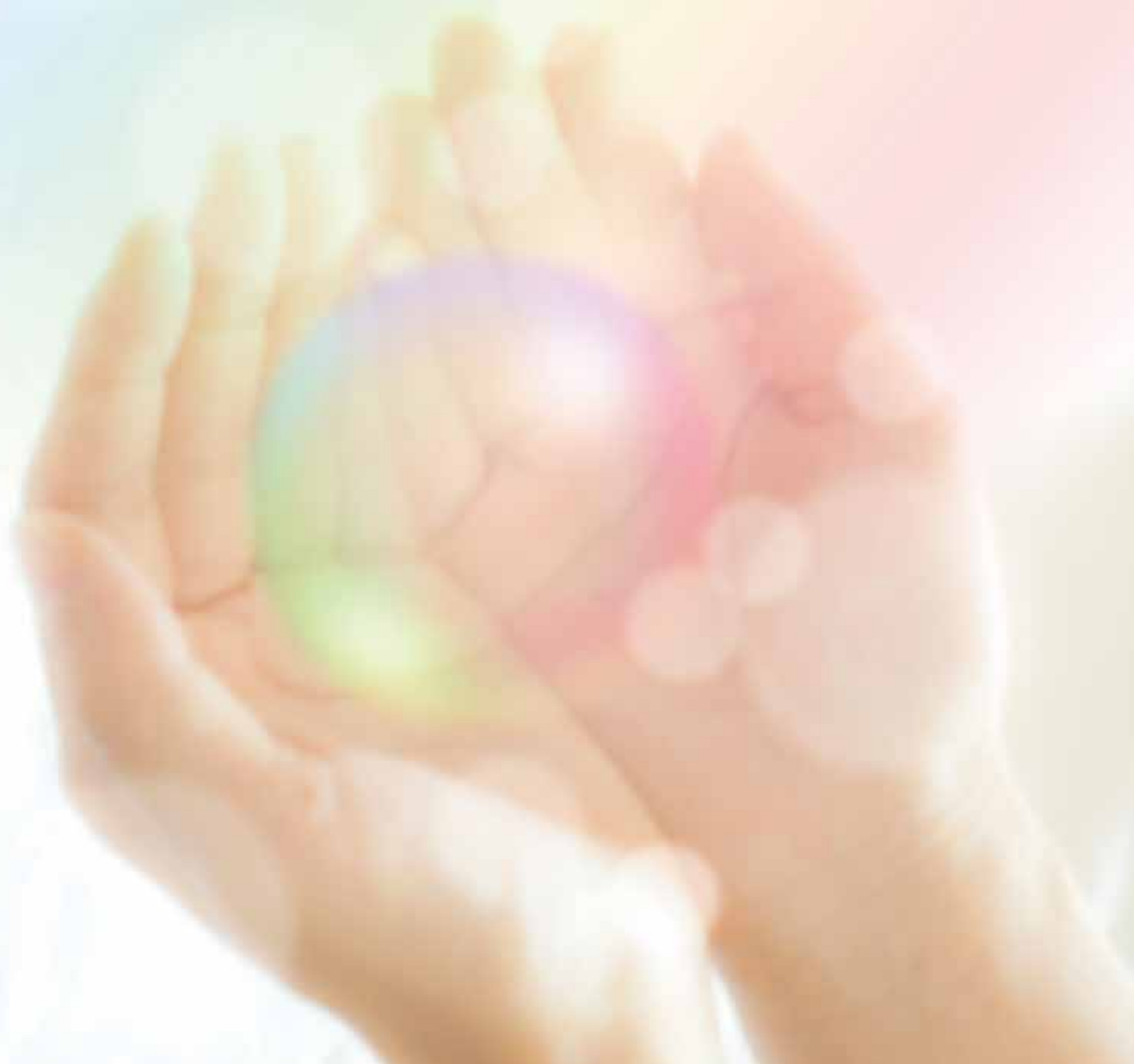


神奈川県弁護士会 成年後見センター みまもり

みまもりダイヤル

045-211-7720



成年後見センターみまもりとは

「成年後見センターみまもり」は、判断能力に不安のある高齢者・障がい者の方々や、そのご家族・支援者の皆さまに対し、弁護士が、成年後見制度を中心とした権利擁護活動を包括的かつ専門的に実施する、神奈川県弁護士会の常設機関です。

超高齢社会において、「成年後見センターみまもり」は、県民の皆さまとともに、判断能力の有無にかかわらず、すべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に貢献していきます。

ワン・ストップサービス

成年後見のことなら、どなたでも、どの段階でも1つの窓口でご相談を受けます。

- 判断能力に不安のある高齢者・障がい者のご本人はもちろん、ご家族や支援者の方もお相談下さい。
- 成年後見等の申立前から選任後まで、どの段階でもご相談下さい。

行政のご担当者・福祉団体等のご担当者の方

成年後見利用促進事業やその他の成年後見に関する施策の立案・実施についての協議・提携を推進します。弁護士派遣についてもご相談下さい。

プロフェッショナル

法律の専門家である弁護士、その中でも成年後見分野の指定研修を受講した担当弁護士をご紹介します。

- 担当弁護士は定期的に研修を受講しています。
- 家庭裁判所の裁判官などの外部講師による研修会や弁護士会独自の研修会などの充実した研修プログラムがあります。

成年後見センター「みまもりダイヤル」

サービスメニュー

まずは **045-211-7720**
(みまもりダイヤル)に **お電話下さい。**

成年後見センター「みまもりダイヤル」

| | |
|------|--|
| 対象 | 神奈川県内にお住まいの判断能力に不安のあるご本人(高齢者・障がい者)・ご家族・支援者の方 |
| 内容 | 成年後見などご本人を支える法的サービスに関すること全般 |
| 利用方法 | まずは 045-211-7720 (みまもりダイヤル)にお電話下さい。 ①無料電話相談 又は ②面談相談 のご希望をお知らせください。 具体的な利用方法は裏面をご覧ください。 |

地方公共団体・福祉団体等との連携

| | |
|------|---|
| 対象 | 神奈川県内の地方公共団体の職員の方、福祉団体等の担当者の方 |
| 内容 | 個別事例の支援者会議、職員・利用者向けの講演・相談会等への弁護士派遣、成年後見制度利用促進法に関する施策実施のための内容全般など |
| 利用方法 | まずは 045-211-7720 (みまもりダイヤル)にお電話下さい。 折り返し「成年後見センターみまもり」よりご連絡します。 |

まずはお電話下さい

神奈川県弁護士会 成年後見センターみまもりダイヤル

045-211-7720 受付時間：平日 9:30～12:00
13:00～16:30

電話相談ご希望の方

無料

- 担当事務局が受付します。
 - お名前・ご年齢・ご住所・電話番号などをお聞きします。
- 担当弁護士から受付日の翌日(土・日・祝を除く)までにお電話します。

20分以内の無料電話相談

無料電話相談ご利用は一人につき、年間3回までです。

- 継続相談を希望する方
面談相談 **有料** 相談者と弁護士が協議して決めます。

面談相談ご希望の方

- 担当事務局が受付します。
 - お名前・ご年齢・ご住所・電話番号などをお聞きします。
- 担当弁護士から受付日の翌日(土・日・祝を除く)までにお電話します。
日時をご相談下さい。

面談相談 (出張相談有)

- 費用
- 弁護士事務所相談：
初回30分以内 **無料**
2回目以降 **有料** 相談者と弁護士が協議して決めます。
 - 出張相談 **有料**
※初回2万円(税込)を上限とし、相談者と弁護士が協議して決めます。

- 電話でのお申込・相談が困難な方には、個別に対応いたしますので、下記弁護士会に直接お問い合わせください。
- 法律相談の際には、手話通訳者や要約筆記等は、お住まいの各市町村の派遣事業などをご利用いただき、ご自身で手配していただきますようお願いいたします。神奈川県弁護士会では準備していません。